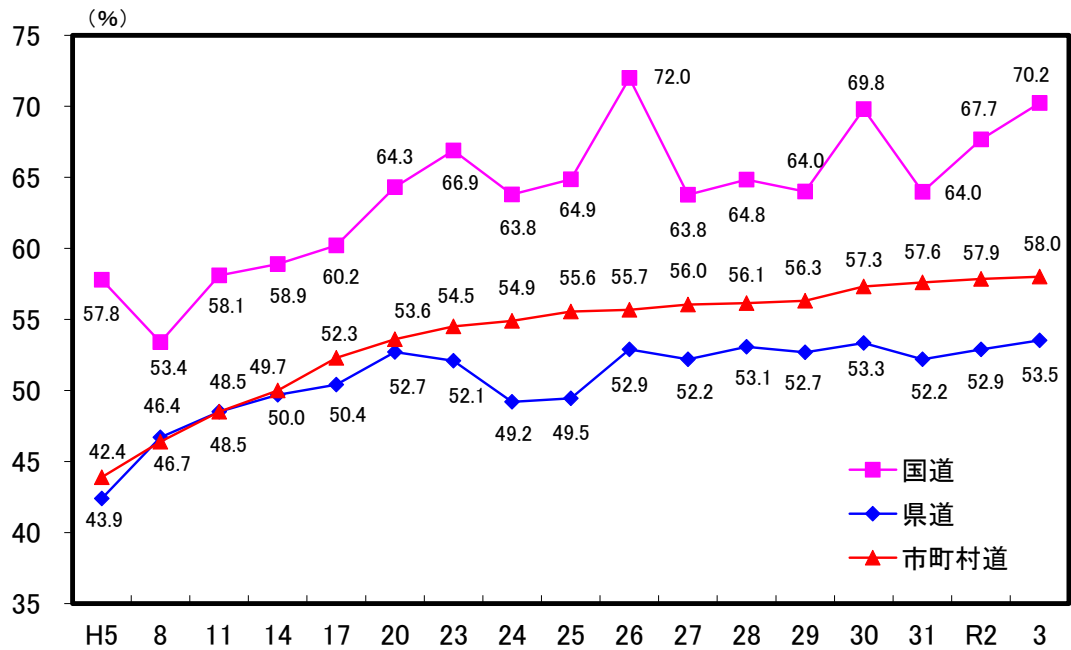


熊本県の道路区分別整備率の推移



解 説

【概要】

令和3年3月31日時点の熊本県の道路実延長は26,110.4km、整備率58.1%、舗装率26.7%、歩道設置率12.0%となっている。道路整備率、舗装率及び歩道設置率は、全国平均に比べて低い水準にある。

○道路

道路法第3条に定める道路で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。農道、林道は含まれていない。

○道路実延長

高速自動車国道を除く道路の総延長から、重用延長、未供用延長及び渡船延長を除いた延長をいう。

○重用延長

上級の路線に重複している区間の延長。

○未供用延長

路線の認定の告示がなされているが、まだ供用開始の告示がなされていない区間の延長。

○渡船延長

海上、河川、湖沼部分で渡船施設があり、道路法の規定に基づき供用開始されている区間の延長。

○道路整備率

整備済延長÷道路実延長×100

○整備済延長

改良済延長（車道幅員5.5m以上）－混雑度1.0以上の延長（車道幅員5.5m以上）

○混雑度

交通量÷交通容量

○道路改良率

改良済延長÷道路実延長×100

○改良済延長

交通調査基本区間等で構成する道路状況調査単位区間における規格改良済区間及び5.5m以上改良済区間の延長。

○規格改良済区間

道路構造令の規格に適合するもの。

○道路舗装率

舗装済延長÷道路実延長×100
ただし、簡易舗装は除く。

○歩道設置率

歩道設置道路実延長÷道路実延長×100

※「改良」は都道府県道以上は車道幅員5.5m以上、また市町村道は5.5m未満を含む延長。

資 料 出 所	調 査 期 日	調査周期
「道路統計年報」 国土交通省	令和3年3月31日	毎年